

4月に統一地方選挙が実施されます



熊本県議会議員一般選挙 投票日 4月12日(日)
 合志市議会議員一般選挙 投票日 4月26日(日)

統一地方選挙は1月の臨時国会で成立した国の法律「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」(平成26年法律第125号)ならびに同法に関連した法律施行令により、投票日などが上記のとおり全国で統一して実施されます。



市ホームページ
<http://www.city.koshi.lg.jp/>
 トップ - 市政情報 - 選挙

選挙当日、投票に行けない人のための制度

不在者投票

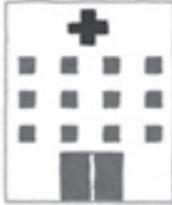
仕事や旅行などで選挙期間中に合志市以外の市区町村に滞在している人は、滞在先市区町村の選挙管理委員会にて不在者投票ができます。また、指定病院などに入院している人は、その施設内で不在者投票ができます。

(1) 合志市以外の市区町村の選挙管理委員会での不在者投票

合志市選挙管理委員会に、直接または郵便などで投票用紙など必要な書類を請求し、どこで投票したいかを伝えます。交付された投票用紙などを持参して、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に出向いて投票を行ないます。(平日の午前8時30分～午後5時)
 ※不在者投票が投票日当日の指定時間までに投票所へ到着しなかった場合、その投票は無効となります。郵送期間を見越した早めの手続きが必要です。

(2) 指定病院などでの不在者投票

手続きは(1)と同様です。投票用紙などは、病院長などを通して請求し、投票は病院長などの管理する場所で行ないます。
 ※「指定病院など」とは、都道府県選挙管理委員会が不在者投票のために指定した病院・老人ホームなどです。



郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳を持つ人で一定の障がいのある人、または介護保険の被保険者証の要介護区分が「要介護5」の人は、自宅などで投票用紙に記入し、郵便などにより不在者投票ができます。

事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。交付を申請できる人は右表に該当する人です。



手帳の種類	障がいの種類など	障がいなどの程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級または3級
	免疫、肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護5	

郵便等投票における代理記載制度

郵便等投票ができる人のうち、自ら投票の記載をすることができず右表に該当する人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た代理記載人1人(選挙権のある人に限る)に投票に関する記載をさせることができます。

※郵便などによる不在者投票を行なうための手続きには2週間程度かかりますので、早めの手続きが必要です。

手帳の種類	障がいの種類	障がいの程度
身体障害者手帳	上肢・視覚の障がい	1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚の障がい	特別項症～第2項症

投票できる期間

告示日の翌日から選挙期日の前日まで。
 ・県議会議員一般選挙 4月4日(土)～4月11日(土)
 ・市議会議員一般選挙 4月20日(月)～4月25日(土)

投票時間

午前8時30分～午後8時(期間中は土・日曜日も実施)

期日前投票所

市役所合志庁舎と西合志庁舎の2カ所のどちらでも投票できます。



期日前投票

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの用務があるなど、一定の事由があると見込まれる選挙人は、期日前投票所で期日前投票ができます。

● 問い合わせ先 市選挙管理委員会事務局(合志庁舎 総務課内) ☎248-1112

統一地方選挙では、熊本県議会議員一般選挙は熊本県選挙管理委員会が管理執行し、合志市議会議員選挙は合志市選挙管理委員会が管理執行します。

今回は、4月26日(日)に投票となる「合志市議会議員一般選挙」の立候補などに関する説明と立候補予定者説明会の日程についてご案内します。

合志市議会議員への立候補制度

■被選挙権(立候補できる人)

満25歳以上で、合志市議会議員選挙の選挙権を持っている人

■任期

現在の議員の任期が満了となる4月30日の翌日(5月1日)から4年間

■立候補における供託

立候補の届出には、候補者ごとに30万円の供託金が必要です。

■立候補の届出

合志市議会議員一般選挙の告示日(4月19日)に受け付けを行ないます。下記のとおり事前に説明会を行ないますので、立候補を予定している人は必ずご出席ください。

選挙運動の費用と合志市議会議員の選挙公営制度

■選挙運動の費用

お金を持っている人が有利にならないよう、また、お金のかからない選挙となるよう、選挙運動の支出に最高限度額を定める制度が法律により設けられています。

また、選挙運動費用の一部を公費で負担する選挙公営の制度があります。選挙運動の費用の内容は、収支報告書によって提出する必要があります。

■選挙公営制度

合志市議会議員一般選挙における、選挙運動費用の一部を公費で負担する選挙公営の制度については条例で定められており、次のものが該当します。ただし、枚数・金額ともに上限が決められています。

選挙公報の発行、公営ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターの作成費用
 選挙運動用ハガキの郵送料、選挙運動用自動車のリース代、運転手、燃料代

インターネットなどを利用した選挙運動

公職選挙法が改正され、平成25年の参議院選挙から、選挙運動期間中(告示日から投票日前日までの期間)でもホームページ、ブログ、フェイスブック、LINE、動画中継サイトなどを利用した選挙運動を行なうことができるようになりました。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※インターネットなどを利用した選挙運動が解禁されたものであり、インターネットなどでの投票はできませんのでご注意ください。

合志市議会議員一般選挙「立候補予定者説明会」

とき 3月20日(金) 午後2時～

ところ 合志庁舎 2階大会議室

・各種届出書類の説明、選挙公営制度、選挙運動の制限などについて説明します。

・立候補を予定している人は必ずご出席ください。(1候補者につき3人以内)